平成２１年（フ）第６９９号
大阪府羽曳野市古市1394番地96棟552号
債務者　鞆纓ユキ子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５９４号
大阪府高石市高師浜３丁目７番３号　アネックス高師浜105
債務者　後藤　輝子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６４２号
堺市西区浜寺石津町東４丁５番39号　ジョイフルハイツⅡ402号
債務者　山崎　清美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６７６号
大阪府松原市高見の里４丁目13番30号
債務者　佐藤　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７０３号
大阪府藤井寺市北岡１丁目８番16号　ドミール北岡102号室
債務者　冨樫とよせ（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅池の前団地54―112
債務者　アメスルビオ　ジョエルダビット
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第８９号
石川県七尾市中島町西谷内への40番甲地、住民票上の住所石川県七尾市中島町西谷内イの25番地甲
債務者　舘　　知也
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３０７２号
横浜市西区宮ケ谷61番地５　ヴェラハイツ三ツ沢公園101号
債務者　水野　怜子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５０号
青森市幸畑５丁目27番20号　県営住宅Ｆ―３―６
債務者　新山　雅久
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
青森市大字大野字片岡28番地４　ロイヤルコートサイド203号
債務者　飯田　瑞穂
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静和2142番地２　静和Ｔ104、従前の住所栃木県下都賀郡大平町大字富田2275番地２　雇用促進住宅１号棟506号
債務者　海老沼明美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第３７９号
愛知県豊川市野口町前野64番地　シティハイツ前野101号
債務者　鈴木　直美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２３１０５号
東京都世田谷区用賀２丁目23―12　青柳方１号
債務者　安倍　慎一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１９１号
埼玉県草加市栄町２丁目１―12―104
債務者　山城　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２０１号
東京都青梅市野上町４丁目２―５　ソシアリヴェール21―203
債務者　山口　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部